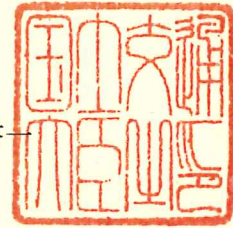


認 定 書

国住指第 4816-1 号
平成 30 年 5 月 30 日

信州木材認証製品センター
理事長 宮崎 正毅 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MWCM-0050
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Cタイプ（カラマツC1・カラマツC2・カラマツC3）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

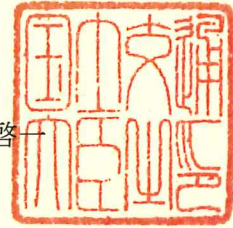
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 4816-2 号
平成 30 年 5 月 30 日

信州木材認証製品センター
理事長 宮崎 正毅 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料に係る許容応力度及び材料強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第二第三号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号
MWCM-0050
2. 認定をした構造方法等の名称
信州型接着重ね梁 Cタイプ (カラマツC1・カラマツC2・カラマツC3)
3. 指定する数値
表 1 及び表 2 に示す。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

表1 材料強度

種類	部材寸法 (mm)	圧縮 F_c (N/mm ²)	曲げ (N/mm ²)		せん断 F_s (N/mm ²)	めりこみ F_{cv} (N/mm ²)
			積層方向 (強軸) F_{b1}	幅方向 (弱軸) F_{b2}		
カラマツ C1	105~150×300	24.6	26.6	30.6	2.1	7.8
カラマツ C2	105~150×330		26.1			
カラマツ C3	105~150×360		25.6			

表2 許容応力度

	長期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)	短期に生ずる力に対する 許容応力度 (N/mm ²)
圧縮	$(1.1 \times F_c) / 3$	$(2.0 \times F_c) / 3$
曲げ (積層方向)	$(1.1 \times F_{b1}) / 3$	$(2.0 \times F_{b1}) / 3$
曲げ (幅方向)	$(1.1 \times F_{b2}) / 3$	$(2.0 \times F_{b2}) / 3$
せん断	$(1.1 \times F_s) / 3$	$(2.0 \times F_s) / 3$
めりこみ(1) ^{※1}	$(1.5 \times F_{cv}) / 3$	$(2.0 \times F_{cv}) / 3$
めりこみ(2) ^{※2}	$(1.1 \times F_{cv}) / 3$	$(2.0 \times F_{cv}) / 3$

(備考) 積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は表2の数値に1.3を乗じて得た数値、短期に生じる力に対する許容応力度は表2の数値に0.8を乗じて得た数値とする。ただし、めりこみ(1)に関しては、表2に示す数値とする。

※1: めりこみ(1) は、平成13年国土交通省告示第1024号第1第一号のイに掲げる木材のめりこみ許容応力度の表「(1) 土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによってほかの部材の応力に変化が生じない場合に限る)」に該当する許容応力度

※2: めりこみ(2) は、平成13年国土交通省告示第1024号第1第一号のイに掲げる木材のめりこみ許容応力度の表「(2) (1)項に掲げる場合以外の場合」に該当する許容応力度